

市民生活を支える地域公共交通を維持するための
財政措置拡充を求める意見書について

市民生活を支える地域公共交通を維持するための財政措置拡充を求めることに関して、
別紙のとおり意見書案を提出する。

令和6年6月21日

旭川市議会
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

小 林 ゆうき
植 木 だいすけ
塩 尻 英 明
江 川 あ や
高 橋 紀 博
高 木 ひろたか
品 田 ときえ
高 見 一 典

市民生活を支える地域公共交通を維持するための
財政措置拡充を求める意見書

地域公共交通は、市民生活に必要な移動を支え、経済活動を行う上で必要不可欠な社会基盤である。人口減少・少子高齢化の進展により、交通弱者の買物や通院などへの対応、地球温暖化といった環境問題への対応など、地域公共交通の果たすべき役割は、ますます重要になっている。

そのため、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、令和5年10月には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が施行されるなど、地域公共交通を維持するための法律は少しずつ充実してきた。

一方で、2024年問題と言われる改善基準告示の改正による働き方改革の影響により、路線バス等の減便など、利便性の低下が及ぼす影響が懸念される。

交通労働者は、厚生労働省の調査においても全産業平均賃金より処遇が低い上に長時間労働であることから、担い手不足が課題となっており、その有効な解決策は見通せていない現状がある。生活に必要な路線であっても交通労働者の不足から路線の廃止や縮小などの見直しが行われ、輸送密度の低い生活路線の維持は、交通事業者の企業努力だけでは難しいのが明白である。インバウンド消費の見込める個人観光需要が高まる中、地方自治体にとって公共交通網の維持は喫緊の課題とも言える。

よって、国においては、地域公共交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域経済・社会を作っていくためにも、また、地域公共交通の維持・充実のため、国の財政支援措置を拡充するとともに、次の措置を講ずるよう要望する。

- 1 公共交通の利用促進に資する支援制度の創設を進めること。
- 2 エssenシャルワーカーである交通労働者の確保のためにも、実効性のある仕組みの検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会